

倉敷市水道局電子入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、倉敷市水道局（以下「局」という。）が電子入札システムを利用して行う電子入札を実施するに当たり、岡山県電子入札共同利用システム利用規約（以下「システム利用規約」という。）に定めるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子入札システム 岡山県、岡山県内の市町村等で構成する岡山県電子入札共同利用推進協議会が運営する入札等の事務手続をコンピューターとインターネットを利用して処理するシステムをいう。
- (2) 電子案件 電子入札システムを使用して入札及び開札を行う案件をいう。
- (3) 電子入札 電子入札システムを使用した入札をいう。
- (4) 書面入札 電子案件において、電子入札システムを使用しないで行う入札及び開札をいう。
- (5) 利用登録者 電子入札システムを利用するために、ICカードによりあらかじめ電子入札システムに利用者として登録されている者をいう。
- (6) ICカード システム利用規約に規定するICカードをいう。
- (7) 入札参加者 入札に参加する者をいう。

(電子入札の原則)

第3条 電子入札の対象は、局が発注する建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項の建設工事及び次に掲げる業務（以下「対象業務等」という。）とする。

- (1) 測量業務
- (2) 建設コンサルタント業務
- (3) 地質調査業務
- (4) 補償コンサルタント業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、倉敷市水道事業管理者（以下「管理者」という。）が適当と認める業務

2 利用登録者が電子案件に参加するときは、電子入札をしなければならない。

3 電子案件に参加できる者は、利用登録者に限る。

(案件登録)

第4条 管理者は、電子入札を実施しようとするときは、あらかじめ、電子入札システムに電子入札に係る必要な事項の登録を行うものとする。

(入札の公告等)

第5条 指名競争入札により電子入札を実施する場合は、電子入札システムを利用して送信する電子メールにより、指名の通知（以下「通知」という。）を行うものとする。

2 一般競争入札により電子入札を実施する場合は、倉敷市公告式条例（昭和42年倉敷市条例第1号）別表に定める掲示場への掲示及び、入札情報公開システムへの掲載により公告を行うものとする。

3 前2項の通知及び公告は、原則として金曜日（その日が倉敷市の休日を定める条例（平成元年倉敷市条例第40号）に規定する市の休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）に行うものとする。

(設計図書等の交付等)

第6条 対象業務等に係る仕様書、図面等（以下「設計図書」という。）及び建設工事については入札金額の内訳を記載する書類（以下「入札金額内訳書」という。）は、電子入札システムにより交付する。

2 設計図書に対する質問は書面によってのみ受け付けるものとし、質問書の提出方法、提出先及び提出期限は通知又は入札公告において定めるものとする。

3 設計図書に対する質問回答書の公表は、電子入札システムにより行うものとする。

(入札参加表明)

第7条 一般競争入札に参加する者（第16条に規定する書面による入札参加者を含む。）は、指定された期間内に電子入札システムへの登録により電子入札に参加する旨の意思表示を行わなければならない。

(電子入札の辞退)

第8条 電子入札を辞退しようとするときは、入札書提出締切日時までに電子入札システムへの登録により届け出なければならない。

2 入札書を提出した後の電子入札の辞退は認めない。ただし、入札参加者からの申出により管理者が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

3 前項ただし書の規定により電子入札の辞退を認めたときは、当該入札参加者が提出した入札書を無効とする。

(入札書等の提出)

第9条 入札参加者は、ICカードを使用して電子入札システムに入札金額の登録を行うことにより入札書を提出しなければならない。

2 入札参加者は、入札金額の登録に併せて、くじ番号欄に1から999までの任意の数字を入力しなければならない。

3 建設工事の入札参加者は、当該建設工事の入札金額内訳書を電子入札システムにより、提出しなければならない。

4 提出した入札書及び入札金額内訳書の訂正、引換え又は撤回は認めない。

(書面による資料等の提出)

第10条 入札参加者は、管理者から書面による資料等の提出を求められたときは、入札の公告で指定した日時までに水道総務課へ提出しなければならない。

(共同企業体の特例)

第11条 共同企業体を結成して電子入札に参加しようとする者は、当該共同企業体を代表する構成員のICカードを使用して第6条から第9条までに規定する手続を行わなければならない。

2 共同企業体を結成して一般競争入札により実施する電子入札に参加しようとする場合において、入札参加表明後、当該共同企業体の構成員（共同企業体を構成する事業者をいう。以下この条において同じ。）の一部が入札参加資格を喪失したときは、当該構成員以外の構成員は、第7条に規定する入札参加表明の締切日時までの間に限り、入札参加資格要件を満たす他の構成員を補充し、新たに共同企業体を結成した上で、電子入札に参加することができる。

3 前項の規定により共同企業体の構成員を変更する場合において、入札参加資格を喪失した構成員が当該共同企業体を代表する構成員であった場合は、新たに結成した共同企業体を代表する構成員のICカードを使用して第1項の手続を行わなければならない。

(開札)

第12条 開札は、あらかじめ指定した日時及び場所において、入札した者のうち立会いを希望するものを立ち会わせて電子入札システムにより執行するものとする。

2 管理者は、開札を延期する場合は、電子メールにより入札書を提出している者に開札の延期と延期後の開札予定日時を通知する。

3 管理者は、開札を中止する場合は、電子メールにより入札書を提出している者に開札の中止を通知するとともに、入札書を開封せず電子入札システムに中止の登録を行う。

(同一価格での入札者が2者以上ある場合の順位の決定方法)

第13条 開札の結果、同一価格で入札した者が2者以上あるときは、第9条第2項の任意の数字を利用した電子くじにより順位を決定する。

(入札の無効)

第14条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 入札方法に違反して行われた入札
- (3) 提出書類等に虚偽の記載をした者の行った入札
- (4) ICカードを不正に使用して行われた入札
- (5) 第16条に規定する承認を受けていない者がした入札
- (6) 入札書に必要事項が記載されていない入札
- (7) 明らかに不正によると認められる入札
- (8) 建設工事の電子案件において、入札金額内訳書が提出されていない入札
- (9) 前各号に掲げるもののほか、管理者が定める入札条件に違反してなされた入札

(入札結果の通知等)

第15条 管理者は、落札者を決定した場合は、電子メールにより、入札参加者に対し入札結果を通知する。

2 管理者は、落札決定をしたときは、遅滞なく、入札結果を入札情報公開システムへの掲載により公表するものとする。ただし、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令(平成13年2月15日政令第34号)第7条第2項各号に定める事項については、水道総務課の窓口での閲覧により公表するものとする。

3 競争入札の参加者名は、落札者が決定するまで非公表とする。

(書面による参加への変更)

第16条 第3条第2項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、入札参加者は、入札書提出締切日時までに所定の参加申請書を管理者に提出し、承認を受けることにより、書面によ

り電子案件に参加することができる。

- (1) 破損、盗難等のため電子入札に必要なICカードが使用できなくなったとき。
- (2) その他やむを得ない事由があると認められるとき。

2 前項の規定により、当初から書面により電子案件に参加し、又は途中から書面による参加に変更した者については、同項各号に規定する事由が消滅した場合であっても、その後の手続を、電子入札システムを利用して行うことはできない。ただし、既に実施済みの電子入札システムによる書類の送受信は有効なものとして取り扱い、別途の交付又は受領手続を要しないものとする。

(責任範囲等)

第17条 電子入札への参加に必要な手続を行う場合は、入札参加者が送信した当該手続に関する情報が電子入札システムに登録された時点で提出されたものとみなす。

2 前項の場合において、情報の送信には、使用する電子計算機の性能、電気通信回線への接続状況等の良否により所要時間に差が生じることから、入札参加者は時間的な余裕を持って手続を行わなければならない。

3 電子入札における期限等は、電子入札システム上の日付及び時刻を基準とする。

(入札の中止等)

第18条 公正な入札が行われぬおそれがあると認められるときは、入札を延期又は中止する。また、入札者が談合その他不正な行為をしたと認められる場合（不適正な入札であると管理者が判断した場合を含む。）は、その入札の全てを無効とする。

(電子入札システムの障害等における対応)

第19条 管理者は、電子入札システム又は局の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）の障害等（以下「システム障害等」という。）により電子入札の実施が不可能と判断した場合は、電子入札を延期若しくは中止又は電子入札以外の入札に変更することができる。この場合において、管理者は、入札参加者に対し必要な事項を通知する。

2 前項に規定する場合のほか、管理者が特に必要があると認めるときは、電子入札の延期若しくは中止又は入札の取消しをすることができる。

3 前2項の規定により電子入札の中止又は入札の取消しをした場合は、入札参加者の提出した対象業務等に係る入札書等を無効とする。

(入札参加者側の障害時等における対応)

第20条 管理者は、入札参加者からシステム障害等以外の理由により電子入札ができない旨の申出があった場合は、その状況を確認し、必要に応じ入札参加者に対処方法を指示するものとする。この場合において、管理者が特に必要と認めるときは、入札手続に関する期限等を変更することができる。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年2月1日)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。